

食品中の放射性物質に関する検査を実施することが可能である厚生労働省関係機関

ゲルマニウム半導体検出機で食品中の放射性物質に関する検査を実施することが可能である厚生労働省関係機関は、次のとおりです。

これらのうち、行政機関による検査の受入れについては、都道府県又は保健所設置市の依頼によるものに限定されるとともに、あらかじめ日程等を調整する必要があります。このため、検査を依頼するに当たっては、都道府県又は保健所設置市の衛生主管部局より、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課あてに、あらかじめ御連絡をお願いします。

1 行政機関

国立保健医療科学院 〒 351-0197 埼玉県和光市南 2-3-6
横浜検疫所輸入食品・検疫検査センター 〒 236-0011 神奈川県横浜市金沢区長浜 107-8
神戸検疫所輸入食品・検疫検査センター 〒 652-0866 兵庫県神戸市兵庫区遠矢浜町 1-1
成田空港検疫所検査課 〒 282-0004 千葉県成田市古込字古込 1-1

【連絡窓口】

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課（大原・富田）

TEL：03-5253-1111（代表）内線 4241・4242

03-3595-2337（直通）

FAX：03-3503-7964

2 登録検査機関

財団法人 日本食品分析センター（多摩研究所） 〒 206-0025 東京都多摩市永山 6-11-10 TEL：042-372-6711 FAX：042-372-6700
財団法人 食品環境検査協会（横浜事業所） 〒 231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通 2-15 TEL：045-201-7031 FAX：045-201-9022